

未来につなぐふるさと応援事業運用
別表

(1) 補助対象・対象外の経費

補助対象・ 対象外	節、項目	備 考
補助対象	報償費	講師等への謝金（県規程に準じる。講演会等での講演は、講演時間 1 時間当たり、大学教授：1 万円以下、先進農家：5 千円以下、県外の講師は、2 万円以下を原則とし、これによりがたい場合は、知事が適当と認める額を上限とする。）
	旅費	県、市町村、大学等の規程に準じる
	需用費	消耗品、資材費、材料費、燃料費等、1 品 3 万円未満の物品等
	役務費	イベント開催通知やアンケート調査に関するハガキ、切手、広告料及び保険料等
	委託料	旅行業法に係る部分の委託、専門性を要する部分の委託、実績書作成に係る編集等 ただし、事業の主要な部分を他に委託するものは補助対象外
	使用料及び賃借料	トイレ、照明、音声機器、農機具のレンタル料、ほ場借上げや会場会議室の借上料等
	食糧費（飲料に限る）	熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する経費 ペットボトルの水・お茶等（酒類を除く）
補助対象外	備品購入費	単価 3 万円以上の物品等
	食糧費	弁当、食事代、茶菓子等
	賃金	事業主体の労務費
	お土産、景品	報償（謝礼）としてのお土産も補助対象外
	管理費	水道、光熱費等、イベント以外の事業主体の組織や施設の維持管理に要する経費
	その他	知事が不適当と認める経費

未来につなぐふるさと応援事業募集要項

<参考>

補助対象外となる経費の一例（運用第2条別表関連）

節	補助対象外経費（一例）
報償費	・ 社会通念上、著しく高額だと思われる講師等への謝金 ・ 事業実施主体や関係者（事業実施主体と生計を一にする親族等）に対する報償費
旅費	・ 社会通念上、著しく高額だと思われる講師等への旅費 ・ 補助事業に直接関係がない旅費（補助事業以外に使用する物品を購入する際の旅費等）
需用費	・ 補助事業以外にも利用するプリンターのインクやトナー代（補助事業と事業外で使用する用量等を明確に区分できる場合を除く） ・ 補助事業以外にも利用する自家用車や草刈り機等の燃料代（補助事業と事業外で使用する用量等を明確に区分できる場合を除く） ・ 景品（本事業の趣旨に沿う活動を普及啓発するための品を除く）の購入代
役務費	・ 電話料金（補助事業と事業外で使用する用量等を明確に区分できる場合を除く） ・ インターネット回線料（補助事業と事業外で使用する用量等を明確に区分できる場合を除く）
委託料	・ 事業実施主体が所有する施設等の維持管理に要する経費 ・ 費目にかかわらず事業費のうち大部分を1者に対して支払うなど、主要な部分に係る委託とみなされるもの。
使用料及び賃借料	・ 事業実施主体や関係者（事業実施主体と生計を一にする親族等）が所有するほ場や機械等の借上げ（レンタル）料
食糧費	・ 食事代（仕出し弁当代含む）、茶菓子、報償（謝礼）としてのお土産代、酒類等 ※原則、屋内外で作業する際の熱中症・脱水症防止用の水分補給に要する経費以外は対象外となります。
その他	・ 市場単価等に比して大きく妥当性を欠くもの。 ・ 特定の個人等の利益に強く帰結するもの。